

「旧総合資料館跡地等の活用に係る意見聴取会議」設置要領

(目的)

第1条 平成28年9月閉館の京都府立総合資料館の敷地をはじめとした一帯の府有地（以下「旧総合資料館跡地等」という。）について、京都府総合計画に掲げる「北山『文化と憩い』の交流構想」の実現に資するべく、新たな舞台芸術・視覚芸術拠点施設を軸とした北山エリアのエントランスに相応しい機能整備を図るため、幅広い視点から多様な意見を聴取することを目的に「旧総合資料館跡地等の活用に係る意見聴取会議（以下「会議」という。）」を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 次に掲げる事項について意見聴取を行う。

- (1) 旧総合資料館跡地等の全体コンセプト及び求められる機能に関する事。
- (2) 新たな舞台芸術・視覚芸術拠点施設に必要な諸室及び設備等に関する事。
- (3) 旧総合資料館跡地等における施設等の整備及び運営並びにその事業手法に関する事。
- (4) 北山エリア内の他施設との連携に関する事。
- (5) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員の任期は、選任された日から1年とし、再任することができる。
- 3 会議に座長を置き、座長は委員の互選により定める。
- 4 知事は、必要に応じて会議を招集する。
- 5 座長は、議事を運営する。
- 6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の責務)

第4条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならず、委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が認めたときは、この限りではない。

(委員以外の者の出席)

第5条 知事は、会議において、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

(公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年8月9日から施行する。

(別 表)

旧総合資料館跡地等の活用に係る意見聴取会議 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 等
青山 公三	京都府立大学 名誉教授 一般社団法人地域問題研究所 理事長
今井 眞正	陶芸家
大垣 守弘	大垣書店グループ 代表取締役
奥野 美奈子	株式会社京都銀行 取締役
茂山 千五郎	大蔵流狂言師
高杉 征司	俳優 (合同会社 stamp、サファリ・P)
藤木 秀明	東洋大学大学院 客員教授
椋平 淳	大阪工業大学 教授